

退職後の社会保険について

		条件・手続き先など	期限	保険料・税額
健康保険 (いずれかを選択)	健康保険の任意継続	退職日まで継続して2ヵ月以上、健康保険の被保険者期間がある人。住所地の全国健康保険協会で行う。	退職日の翌日から20日以内(遅れると申し込みない)	退職時の標準報酬月額に応じて全額自己負担。上限は月額22,960円(標準報酬月額280,000円以上で、40歳未満の場合) ※1
	国民健康保険	ほかの健康保険に加入していない人。住所地の市町村役場に、資格喪失証明などの必要書類を提出。	詳しくは、市町村役場にお問い合わせ下さい。	
	家族の健康保険の被扶養者(政府管掌健康保険の場合) ※2	年収130万円未満(※3)で、主として被保険者(=家族)に生計を維持されている人(※4)。被保険者の勤務する会社を通じて手続き(※5)	退職日の翌日から5日以内	不要
年金	国民年金	厚生年金・共済年金などを資格喪失した20歳から60歳未満の人。住所地の市町村役場の年金窓口へ。納付困難な場合は、免除の申請もできる。	退職日の翌日から14日以内	月額14,980円(平成24年度)

※1 : 40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者は介護保険料が上乗せされます。

※2 : 政府管掌健康保険以外(健康保険組合、共済組合等)は、各保険者にお問い合わせ下さい。

※3 : 年金や失業給付なども含め、すべての収入が対象です。また、扶養に入る方が、60歳以上または障害者の場合は「180万円未満」となります。

※4 : 健康保険の扶養に入った方が配偶者の場合は、同時に「国民年金第3号被保険者」となります。届書は健康保険被扶養者異動届の3枚目となっておりますので、記入漏れの無いように注意して下さい。